皇室事項

御弔電

天皇陛下は、六月十八日セーシェル国の国祭日につき、同月十七日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、自治労・公共サービス清掃労働組合から、一時金等の要求に関して、平成25年６月21日午前０時以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（埼玉県及び東京都）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年６月 19 日

厚生労働大臣　田村　憲久

別表

埼玉県	都北運輸株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社及び株式会社ヨドセイ
東京都	都北運輸株式会社、東喜運輸株式会社、丸都運輸株式会社、第一輸送株式会社、協立輸送株式会社、株式会社飯塚運輸、白井運輸株式会社、高嶺清掃株式会社、東武清掃株式会社、昭和運輸株式会社及び株式会社ヨドセイ

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、株式会社ヨドセイから、自治労・公共サービス清掃労働組合ヨドセイ支部が一時金等の要求に関して行う争議行為に対抗して、平成25年６月21日以降、同組合の組合員が従事する全職場（埼玉県及び東京都）において、作業所閉鎖を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 25 年６月 19 日

厚生労働大臣　田村　憲久

国家試験

平成 26 年公認会計士試験の施行

平成26年公認会計士試験の施行について、公認会計士試験規則（平成16年内閣府令第18号）第１条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年６月 19 日

公認会計士・監査審査会会長　千代田邦夫

平成26年公認会計士試験を次のとおり行う。

１．試験日時及び試験科目

イ．第Ⅰ回短答式試験

平成25年12月８日

企業法	10：30～11：30
管理会計論及び監査論	13：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ロ．第Ⅱ回短答式試験

平成26年５月25日

企業法	10：30～11：30
管理会計論及び監査論	13：00～15：00
財務会計論	16：00～18：00

ハ．論文式試験

平成26年８月22日

監査論	10：30～12：30
租税法	14：30～16：30

平成26年８月23日

会計学	10：30～12：30
会計学	14：30～17：30

平成26年８月24日

企業法	10：30～12：30
選択科目（１科目）	14：30～16：30

（経営学、経済学、民法、統計学）

２．試験施行地　北海道、宮城県、東京都、石川県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県及びその他公認会計士・監査審査会の指定する場所において行い、その試験場は追って官報に公告する。

３．受験願書の提出　第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は、平成25年８月30日から同年９月13日までに、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は、平成26年２月７日から同年２月21日までに、希望する試験施行地を管轄する財務局等に提出すること。

なお、短答式試験全科目免除者及び旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者は、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書により出願すること。

提出方法は、書留又は簡易書留郵便によるものとし、第Ⅰ回短答式試験用の受験願書は平成25年９月13日まで、第Ⅱ回短答式試験用の受験願書は平成26年２月21日までの消印があるものに限り受け付ける。

（試験施行地）	（管轄財務局等）
北海道	北海道財務局
宮城県	東北財務局
東京都	関東財務局
石川県	北陸財務局
愛知県	東海財務局
大阪府	近畿財務局
広島県	中国財務局
香川県	四国財務局
熊本県	九州財務局
福岡県	福岡財務支局
沖縄県	沖縄総合事務局

４．受験願書用紙等の請求　郵送による受験願書用紙等の請求は、必ず切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を添えて、財務局理財部理財課等あてに行うこと。

５．法令等の適用日　解答に当たり適用すべき法令等は、第Ⅰ回短答式試験は、平成25年４月１日現在施行（適用）のもの、第Ⅱ回短答式試験及び論文式試験は平成26年４月１日現在施行（適用）のものとする。

ただし、論文式試験の租税法については、平成26年１月１日現在施行のものとする。

６．合格発表

イ．第Ⅰ回短答式試験	平成26年１月14日（予定）
ロ．第Ⅱ回短答式試験	平成26年６月20日（予定）
ハ．論文式試験	平成26年11月14日（予定）

７．その他　天災その他のやむを得ない事情により、試験日時等について変更する場合には、別途官報に公告する。

国土調査の実施に関する公示

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第七条の規定に基づき、平成二十五年度における国土調査の実施に関して、次のとおり公示する。

平成二十五年六月十九日

国土地理院長　岡本　博

一、事業（基準点測量）実施計画の国土交通大臣承認年月日　平成二十五年五月二十四日

二、調査を実施する者の名称　国土地理院

三、調査地域

北海道	岩見沢市、美唄市、石狩郡当別町、古宇郡神恵内村、積丹郡積丹町、苫前郡羽幌町、紋別郡遠軽町、河東郡上士幌町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、幌町、川上郡標茶町
青森	
岩手県	大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市、気仙郡住田町
宮城県	柴田郡川崎町、伊具郡丸森町
秋田県	湯沢市、山本郡藤里町
山形県	西置賜郡白鷹町
福島県	会津若松市、南会津郡只見町
茨城県	日立市、古河市、つくば市、鉾田市、久慈郡大子町
栃木県	那須塩原市、那須郡那須町
群馬県	高崎市、伊勢崎市、藤岡市、吾妻郡東吾妻町
埼玉県	比企郡ときがわ町、秩父郡小鹿野町
千葉県	南房総市、印旛郡栄町、山武郡芝山町、長生郡睦沢町、長生郡長柄町
神奈川県	伊勢原市
新潟県	小千谷市、南魚沼市、東蒲原郡阿賀町
富山県	小矢部市、下新川郡入善町
石川県	小松市
福井県	大野市、大飯郡高浜町
山梨県	南巨摩郡南部町
長野県	飯田市、駒ヶ根市、東筑摩郡筑北村、下高井郡山ノ内町、上水内郡飯綱町
岐阜県	恵那市、美濃加茂市、土岐市、山県市、郡上市、白川町
静岡県	浜松市、御殿場市
三重県	名張市、度会郡度会町
滋賀県	野洲市、高島市、蒲生郡竜王町、犬上郡甲良町
兵庫県	上野市、豊岡市、赤穂市、養父市、丹波市、朝来市、淡路市、多可郡多可町、神崎郡神河町、佐用郡佐用町
奈良県	五條市、山辺郡山添村、宇陀郡御杖村、吉野郡黒滝村、吉野郡十津川村
和歌山県	橋本市、田辺市、伊都郡かつらぎ町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡日高川町、西牟婁郡すさみ町、東牟婁郡古座川町、東牟婁郡串本町